

ID: 232-4

担当部署: 健康福祉部 保健センター 保健係

処分の概要	助成金の決定の取消し等		
例規名 根拠条項	名寄市開業医誘致条例 第10条		
例規番号	平成29年条例第21号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(助成金の決定の取消し等)</p> <p>第10条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の決定を取消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) 助成金の交付の決定を受けた後、正当な理由がなく、開設予定日から6箇月以上診療所の業務を開始しないとき。</p> <p>(2) 正当な理由がなく、診療所を1年以上休止し、又は10年未満で廃止したとき。</p> <p>(3) 医師免許の取消し等により、診療所の業務を継続することができなくなったとき。</p> <p>(4) 偽りその他不正な手段により、第9条第2項の規定による助成金の交付の決定を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(5) 第9条第3項の規定により付された条件に違反したとき。</p> <p>(6) 助成金を他の用途に使用したとき。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び名寄市開業医誘致条例施行規則第12条及び第13条。</p> <p>(助成金の決定の取消し等)</p> <p>第12条 市長は、条例第10条の規定により助成金交付の決定を取消し、又は助成金の全部若しくは一部の返還を命ずるときは、土地及び建物等取得費等助成金取消等決定通知書(別記様式第15号)により申請者に通知するものとする。</p> <p>(助成金の返還)</p> <p>第13条 市長は、前条の規定により申請者に通知したときは、土地及び建物等取得費等助成金返還請求書(別記様式第16号)により、申請者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成30年6月15日	最終変更年月日	年 月 日